平成 31 年度 事業計画

議案第16号

平成31年度事業計画

【はじめに】

我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、28%を超えた。とりわけ、 高齢者の単独世帯の増加が顕著であり、頼りになる存在が身近におらず、社会から孤立 する可能性が高いと言われている。今後人口減少が予想されるなか、国は外国人労働者の 積極的な受け入れを決め、新たな社会構築が必要となっている。

また、子供の貧困問題に代表されるように、社会全体として格差が蔓延し、その差は拡大する一方である。喫緊の課題であるにも関わらず、抜本的な解決策は見当たらず、その溝は深さを増していると思われる。更に、ネット環境の普及により、膨大な情報が社会に氾濫している。常に情報に振り回され、その中から正しい情報のみを選択することが要求されており、ともするとフェイクニュースに騙されかねない。

このような混沌とした社会情勢にあり、国はこれまで置き去りにしてきた問題解決のため、平成30年6月、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を制定し、同年秋に長期相続登記未了土地解消作業の入札が実施された。この作業が進めば、登記への記録、法定相続人情報の備付、法定相続人に対する通知がなされ、その後の市民への対応は、当然ながら我々が担うこととなる。また、空き家等対策については、平成29年6月に福岡県との間で「相続財産管理制度の活用による空き家対策の促進に関する協定」を締結したほか、昨年度も複数の自治体との連携協定を実施しており、自治体からの空き家対策における我々への期待は、ますます広がっていくことが想定される。

このような社会や制度の変化に対応できるよう、当会として、これまで取り組んできた 事業を今後も積み上げ、さらに将来に向けた事業を実施していく必要がある。

以上を踏まえ、次の3つの重要テーマを中心にした事業計画を掲げる。

【重要テーマ】

制度の変化への対応

当会は、これまで成年後見業務について、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部(以下、「リーガルサポート福岡支部」という。)と連携して対応してきた。今年度は、成年後見制度利用促進法にもとづく成年後見制度利用促進基本計画(5年間)の3年目となることから、県下各市町村の地域連携ネットワークづくりや中核機関設置に向けた準備委員会、審議会等への委員派遣の要請が増加し、本格的な対応が必要となってくることが想定される。リーガルサポート福岡支部とこれまで以上に連携して、適切な人材の派遣を含め積極的に関わっていく。

また、現在、資格者代理人による登記申請および官公署の登記嘱託について、登記原因証明情報や添付書面を電磁的記録(PDFファイル)の提供のみで原本の提供を不要とする「添付情報の特例の創設」が、検討されている。法務省民事局において、日本司法書士会連合会(以下、「日司連」という。)や各単位司法書士会の意見を聞いたうえで、登記の真実性が毀損される状況が生じることがないように検討を重ね、適切に対処することが予定されている。市民の視野に立ち、市民が不利益を被ることのないように制度を考察すると共に、そのために必要な情報の提供を常に心がけていきたい。

【重要テーマ】

総合相談センター事業の再構築

当会は、これまで社会事業部を所管として、司法書士総合相談センター(以下、「相談センター」という。)を中心とする相談活動を展開してきた。相談センターでは、会員の紹介と電話相談を行っており、相続・遺言などの今後増加が見込まれる相談ニーズに対し、相談体制を充実させる必要がある。さらに、高齢者、障がい者、生活困窮者、労働者、外国人、シングルマザー、セクシャルマイノリティなど多様な人びとからの相談に対応することができるような体制を検討し、いつでも誰でも「総合相談センター」にアクセスすることで悩みが解決されることを目指して、相談センターの充実を図りたい。また、昨年4月16日から、福岡法務局内に法務局・司法書士会無料登記相談所「ステップ1」が開設された。法務局を訪れた市民への広報的意義も含めて、今後も「ステップ1」の活用を図っていく。

平成14年の司法書士法改正以降、簡裁訴訟への司法書士の関与率は、平成22年をピークに減少を続けている。会員の裁判業務の取扱件数も、家事事件の裁判書類作成業務や裁判外和解代理業務以外の業務は、これもまた平成22年をピークに減少を続けている。一方、弁護士の簡裁訴訟事件への代理人としての関与率は、司法書士と同じく減少傾向にあるものの、平成24年以降司法書士の関与率を上回っている。司法書士の執務環境そのものが変化してきていることにも原因があるものと考えられ、一部の会員には民事事件に関する裁判業務離れの傾向も見られ、法テラスの法律相談援助件数も前年度から大幅に減少している。そこで、相談センターにおける電話相談や司法書士紹介を増やすなど、会員の簡裁訴訟代理関係業務および裁判書類作成業務の受任を推進する取り組みをさらに充実させていく。

【重要テーマ】

倫理意識の徹底

我々の業務内容は益々拡がりを見せると共に変化を続けており、事務所形態もそれに合わせて変化し、各事務所が特色を持ちながら業務を行っている。事務所経営を各自の信念に基づき行うことは何ら問題ないが、執務姿勢においては、「司法書士倫理」を常に意識することを絶対に忘れてはならない。「司法書士倫理」は平成15年日司連総会で承認(平成20年一部改正)され15年が経過し、さらに、今般、使命規定を創設する司法書士法一部改正案が国会に上程されたが、業務内容の多角化や事務所形態の多様化も影響し、会員の倫理意識が醸成されてきたとは考えにくい。我々職能に倫理規範が求められるのは、単に依頼者に重大な影響を与えるだけでなく、我々と社会全体との適切な関係を実現し、市民に信頼され利用されやすい司法制度を実現させるためにある。すなわち、倫理規範の徹底は我々の制度の根幹なのである。

当会では、過去に役員による不正行為が発覚したこともあり、ここ数年の事業計画において、常に倫理意識の徹底を重要テーマとしている。その具体策としては、研修の実施、会員支援や会員間交流の場の提供であった。倫理意識の希薄化は、強制会である司法書士会への帰属意識の希薄化にもつながることから、会務や事業活動へ全ての会員が積極的に参加いただきたい。

「倫理」は、苦情や綱紀事案の未然防止、さらに不当誘致行為対策にもつながる重要なテーマである。会員による不正行為により被害を受ける市民を絶対に出さないという強い信念にもとづき、県・支部一体となって倫理意識の徹底を図っていく必要がある。

総務部

【総務全般】

- 1 苦情・綱紀関係について
 - 昨年度と同様、以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。
 - (1) 対内用ホームページに苦情事例を随時掲載する。
 - (2) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。
 - (3) 研修単位未達成の会員へ指導を行う。
 - (4) 新入会員へ倫理研修を実施する。
 - (5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。
 - (6)会則第102条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。
- 2 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

【綱紀調査委員会】

当委員会は、会員の綱紀保持に関して次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 会長から付託を受けた事項の調査
- 2 会長に対する建議
- 3 委員会の職務に関連する制度、規則、先例等の情報の収集および研究
- 4 会則第49条第4項の規定に基づく意見の申述

【会館維持管理委員会】

会館の維持管理に必要な事項の検討を行う。

【非司法書士問題対策委員会】

非司法書士問題対策委員会は、司法書士でない者(以下、「非司法書士」という。)による司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。

登記申請手続きについては、本人申請の形式を装った非司法書士による登記申請が多く 行われている。これは我々の経営基盤を揺るがし、司法書士の存在意義をも問われる大き な問題である。放置していれば司法書士の職域が侵食されてしまう。

今年度も職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発の提言、違反行為防止対策についての提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業際問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

- 1 法務局による非司調査への協力に関する提言
 - 法務局主催の非司調査について、携わった会員のアンケートを基に調査方法を検証し 提言する。また、非司調査結果による法務局の対応について協議する。
- 2 非司行為への対応
 - (1) 非司行為が疑われるホームページを調査し、照会文書を発送する。
 - (2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し、照会文書を発送する。
 - (3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば、警告や告発 の提言等を行う。
- 3 業際問題に関する研修の開催

隣接専門職との各専門職の職域・職務権限についても、理解を深めていく。

所管委員会

【注意勧告小理事会】

【懲戒意見検討小理事会】

【事故処理委員会】

【紛議調停委員会】

【苦情処理委員会】

経 理 部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を 行う。

- 1 平成31年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。
- 2 平成31年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。
- 3 令和2年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。
- 4 経理部業務の改善
- (1) 県・支部の予算編成の協議に基づき、県会予算と支部予算の均衡を図り、公益法人としての適正な予算編成を行う。
- (2) 適正かつ効率的な経理処理に関する検討を行い、さらなる改善を図り、県・支部での統一的な事務処理体制の構築を推し進める。
- (3) 当会の収入および支出に関する検討を行う。

所管委員会

【会費減免等審査委員会】

企画部

1 業務推進

法務局および関係部署と連携して相続登記未了問題を解決するため、相続登記促進の 企画・立案を行う。また、相続・遺言教室の運営管理を行う。

2 会務のあり方の検討

委員会のあり方や会務の効率化など、会員が様々な会務にスムーズに携われる環境を 整えるための分析や企画・立案を行う。

3 司法過疎開業支援

司法過疎地での開業支援等を通じて、司法アクセス拡充を図る。

4 中小企業の支援

関係各所・隣接士業との連携を深めるためのセミナーへの講師派遣など中小企業を支援する事業を行い、司法書士が中小企業に関する法律知識に精通した専門家であることをPRし、司法書士による企業法務を広める。

5 その他

社会情勢の変化や発生した災害に伴い、当会にて対応を迫られる事業につき、都度企画・立案する。

【法教育·市民法律講座推進委員会】

1 活動目的

当委員会は、当会および支部による法教育・市民法律講座等(以下、「法律講座等」という。)の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進に取り組むことを目的として、以下の事業を行う。

2 具体的活動

(1) 新規開催先の検討および法律講座等リストの公開

県・支部で開催実績の少ない学校等で次年度法律講座等を開催するため、今年度は 法律講座等のデータを分析し、対象および講座内容の検討を行う。また、「法律講座等 リスト」を対外的に公開し、広報に活用する。

(2) 法改正等への対応

県・支部において、法改正および学習指導要領の改訂に対応した法律講座等を開催 するため、各種研修会等へ委員を派遣し、情報の収集や意見交換を行う。

(3) 研修の開催

法律講座等開催の契機となる研修を開催する。

(4) 支部事業のサポート

支部からの要請に応じて講師の派遣を行う。また、上記で収集した情報を支部へ提供する。

【裁判業務推進委員会】

1 活動目的

会員の裁判業務推進を目的として、以下の事業を行う。

2 具体的活動

(1) 会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、一般民事事件(代理業務、裁判書類作成業務)、 家事事件に関する研究、事例検討会や研修会の企画・運営を行う。また、社会情勢に 応じて、賃貸トラブルや多重債務等の相談会の企画・運営を行う。

(2) 裁判所との連絡・交渉

会員より定期的に意見募集を行い、適宜、簡易裁判所、地方裁判所および家庭裁判 所と協議を行う。また、各研修講師依頼等の窓口を行う。

(3) 少額事件報酬補助制度・裁判書類作成業務に関する出張相談料助成の実施 少額事件報酬補助制度および裁判書類作成業務に関する出張相談料助成の利用 促進を図ることにより、法的支援が必要な市民の救済に繋げる。

(4) 民事法律扶助事業の推進

会員ならびに契約司法書士への情報提供および法律扶助の利用拡大の方策を検討する。

(5) 関連団体とのネットワーク構築

関連団体(消費生活関連)との連携により、裁判業務推進のための情報収集、ネットワーク構築に努める。

【空家等対策委員会】

1 活動目的

空き家問題について、県や市町村・裁判所をはじめ他の関連団体や地域と連携し、司法書士の職能を活かした相続財産管理制度の活用などに取り組む。

2 具体的活動

(1) 相談体制の構築・強化

空家等相談員名簿に基づいて、相談に対応するだけでなく、実際に各市町村の会議 体への委員の推薦、行政や他団体が実施するセミナー・相談会への講師・相談員の 派遣等を行う。また、そのための情報提供やバックアップ体制を充実させる。

(2) 行政機関・他団体との連携強化

引き続き福岡県空家等対策連絡協議会に参加し、県や市町村の所有者特定事業を含む空家等対策事業に積極的に関与する。また、行政だけでなく、法務局や福岡県土地家屋調査士会など他の専門団体と協同して取り組むことで、より効果的な空き家対策を検討する。

その他、福岡県と今後も連携し、昨年度の協定に基づいて、相続財産管理人候補者 名簿から候補者となる会員を推薦する。

(3) 会員向け研修会の実施

空き家対策としての相続財産管理人業務の理解向上と、相続財産管理人候補者名簿 登載会員の知識のアップデートのために、会員向け研修会を実施する。

(4) 組織体制

市町村からの要請に応えられるように、各地区における行政との関係づくり等を 行う。また、他の部会・委員会と連携し、独自の空き家対策を検討する。

【特別事業対策部】

1 活動目的

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応するために 設置している。業務推進、倫理、組織の見直し等、当対策部で検討すべき事項の対応に あたり、必要に応じて、関係部会・委員会への検討依頼や新たな対策室の立ち上げを行う。

2 具体的な活動内容

成年後見制度推進室

(1)活動目的

成年後見制度利用促進計画に基づき、法律関係者団体に求められる役割を遂行すべく、 弁護士会、社会福祉士会、家庭裁判所等と連携を図りながら、各市町村との関係を 構築し支援を行う。

また、成年後見制度全体の制度発展のため各種提言を行っていく。

(2) 具体的活動

ア 各市町村への委員等の派遣

今後福岡県下全域において中核機関設置に向けた動きが活発化することが予想され、中核機関設置に向けた審議会等の参加を各市町村から要請されるものと考えられる。

そこで、当該要請があった場合には、当委員会において委員またはオブザーバー として派遣する会員を決定し対応する。

イ 会員向け研修会の実施

上記アのとおり、中核機関設置に向けた動きが活発化した場合には当委員会のみでの対応は不可能であり、高齢者・障がい者権利擁護委員会窓口委員等との連携が必要となる。

具体的には、地域に根差した活動をしている窓口委員や会員と情報を共有し、 当会が組織として対応するために、窓口委員や会員からの情報を集約する必要がある。 また、中核機関設置に向けた審議会等の参加を各市町村から要請された場合には、 第月番号の会員な活躍力スツ票がより、中は機関型圏後にないても、他は他に加速の

窓口委員や会員を派遣する必要があり、中核機関設置後においても継続的に協議会の構成員や相談員の派遣を求められる可能性もある。

そこで、これらの対応を図るべく、窓口委員をはじめとする会員に周知し、協力要請を行うために、高齢者・障がい者権利擁護委員会や公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部とも連携し、会員向け研修会を実施する。

広報 部

昨年度に引き続き、事業計画で定めた重要テーマに則って司法書士制度の広報を行う。 とりわけ当会の中核機関である「司法書士総合相談センター」の認知度の向上に努め、 電話相談や司法書士紹介などの件数増加に繋げることに力点を置いて、広報活動を行う。 また、県・支部のより効率的な連携についても引き続き検討を行い、県・支部一体で より効率的な広報活動を実施するように努める。

- 1 リーフレット・チラシなどの制作および配布について 司法書士制度、総合相談センター、各種相談会のイベントの広報ツールとして、リーフ レットやチラシ等を制作し、多くの市民の手に届くように工夫し、効率よく配布する。
- 2 テレビCM等の有料広告について

昨年度、一昨年度と行ったテレビCMや新聞広告を継続して行う。また、昨年度より 県内2か所において利用している自治体のコミュニティビジョンについて、広報効果等 の検証を行う。その他、福岡法務局との連携による有料広告についても検討する。

3 対外用ホームページ等について 市民のアクセスのしやすさや、使いやすさ、分かりやすさを追求するとともに、 フェイスブック等のSNSをさらに活用した広報についても検討する。

4 マスメディアや行政、団体等との関係構築について

昨年度に引き続き、福岡法務局との協働事業である「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」を核に、行政機関とのより一層の関係構築に努める。マスメディアとの関係においては、司法書士の取り扱う業務や当会のイベントのうち、ニュース性のあるものを積極的にリリースし、テレビや新聞で取り上げていただくことにより、司法書士制度を市民に対してアピールする。

5 会報「ふくおか」の発行について

県・支部の活動や方向性、会員の意見や業務体験など記事の読みやすさに重点を置き、 掲載記事の充実を図るため、企画から発行までの効率化と会員の執筆を促す取り組みを 検討する。

研修部

1 業務研修会

昨年度同様、年3回開催する。

今年度の重要テーマに関連する内容の研修はもちろん、司法書士の業務に直結し、 かつ必要と思われる研修を行う。

2 倫理研修会

司法書士の執務改善、倫理、制度等をテーマにした倫理研修を、年3回開催する。

3 年度末研修会

年度末に、司法書士業務を遂行する上で必要となる倫理を中心とした知識やスキルを 養う研修会を開催する。

4 司法書士実務研修会

業務研修会とは別に、司法書士の業務に関わる、憲法、民事実体法、不動産法、会社 法、各種法人法、裁判業務、消費者法、渉外法務等の研修を、平日夜の時間帯に年4回 開催する。

5 年次制研修会

日司連主催の研修であるが、研修会の開催・運営については例年支部に協力いただいている。

当研修は、ディスカッションを中心とした義務研修である。当会は受講機会を多く 設けており、対象会員には是非積極的に参加いただきたい。

6 九州大学司法研修講座

九州大学より講師をお招きし、研修会を開催する。法律家としての素養を高めるため、 大学の特色を活かし、幅広い法律分野をテーマに講義を開催する予定である。今後は、 大学のみならず、法科大学院とも連携した研修会の開催を視野に入れている。

7 司法書士事務職員研修会

例年開催している事務職員向け研修会を1回開催する。研修内容は、昨年度のアンケート結果を踏まえ決定する。

また、九州ブロック内の単位会や近隣の単位会にも開催案内を行う予定である。

8 日司連主催研修会同時配信研修会

今年度も会館を使用し、日司連中央研修所が行っている同時配信研修会を積極的に 取り入れていく。

9 オンデマンド研修動画配信

昨年度に引き続き、会員に対し研修動画をオンデマンド配信し、本システムの登録 会員数の増加を目指す。

【新人研修委員会】

- 1 登録前新人研修に関するもの 例年どおり、次の内容にて行う予定である。
 - ・新人に関する研修の説明会実施
 - •集合研修(開講式)
 - •配属直前研修
 - •配属研修
 - •集合研修(閉講式)
- 2 登録後新人研修に関するもの

今年度は、登録後研修も5期目に突入するため、更なる改善を図りながら、運営を 行う。

具体的には、3回の集合研修(集合型研修)および各支部の部会・委員会への配属 研修(実地型研修)を行う。

社会事業部

1 相談事業

(1) 司法書士総合相談センター事業

当会の相談事業の中心である総合相談センターの運営について、支部と連携し事業の協働ならびに支援を行う。夜間電話相談の方式についての検討を昨年度に引き続き行うほか、センター機能の充実や今後のあり方についての検討を行う。

(2) 司法書士の日記念相談会

8月3日の司法書士の日にちなみ、6支部の協力のもとに県下一斉の無料相談会を 開催する。

(3) 高齢者・障がい者のための成年後見相談会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部との共催で、6支部の協力のもとに県下一斉の無料相談会を開催する。

(4) 賃貸借トラブルホットライン

毎週月曜・水曜の16時から18時まで、賃貸借トラブルに関する無料電話相談を 開催する。

(5) 他士業との合同相談会

より充実した相談事業を行うため、また関連団体とのネットワーク構築の意味でも、他士業との合同相談会を開催する。

- (6)総合行政相談・一日行政相談所・福岡市市民相談室・スタートアップカフェ 九州管区行政評価局や福岡市と連携し、各相談事業への相談員派遣を継続して行う。
- (7) 法務局休日相談所

法務局主催の全国一斉休日相談所へ、相談員の派遣を行う。

(8) 法務局·司法書士会無料登記相談所

福岡法務局に設置されている司法書士の窓口相談ブースの運用を行う。

2 法務局と共催のセミナー・相談会

相続登記推進への取り組みとして、福岡法務局と共催で、市民向けのセミナー・相談会を開催する。

3 相続登記推進事業への対応

所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法に基づく相続登記推進事業に関し、 法務局と連携し、必要に応じて相談会の実施または相談体制の整備等を行う。

4 関連団体、関係機関との連携強化

外部の関連団体、関係機関との情報共有や連携強化によりネットワークの構築を図り、 社会情勢に対応した活動ができるよう努める。

5 災害関連相談

平成28年熊本地震に関し、被災県単位会の要請を受けて被災者支援のための相談 事業を実施する。また、県内で発生した災害に関し、必要に応じて被災者支援のための 相談事業を実施する。

6 その他

司法書士として対応すべき社会問題に対し、時機に応じた相談会等の企画を検討する。

【高齢者・障がい者権利擁護委員会】

当委員会の主な活動は地域に配置している窓口委員活動事業である。本活動は、地域と司法書士がつながることでそこに居住する高齢者・障がい者の権利擁護に資すると共に、司法書士の存在および業務を知っていただき、顔の見える関係を構築していくことで市民から更なる信頼を得ることを目指している。成年後見制度利用促進計画に伴い、高齢者、障がい者の権利擁護において、今後ますます法律専門職が活躍する場面は増えることが見込まれ、またそこに司法書士が入っていかなければならないと考えている。

- 1 『成年後見 こんなときQ&A』の改訂作業を完成させ、冊子を発行する。本冊子を 地域包括支援センター等に配布し、成年後見制度の理解をより深めて適切に制度を活用 していただきたいと考えている。また成年後見制度に関する講座の基礎資料として使用 できるような内容とする予定である。
- 2 例年開催されている高齢者・障がい者のための成年後見相談会について、窓口委員を 通じて広報を行う。
- 3 窓口委員の活動を正しく理解して積極的に活動していただくため、また、地域社会に おける高齢者、障がい者の相談支援、成年後見の活用などについてスキルアップを図る ため、窓口委員活動に関する研修会を開催する。
- 4 成年後見制度利用促進基本計画に則り、今後各自治体で中核機関の設置や地域連携ネットワークの整備に向けての動きがより活発になることが予想されている。当会では、成年後見制度推進室が中心となって公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部等との連携を図ることとなっているため、当委員会としては、成年後見制度推進室等との情報提供、情報共有に努め、積極的に支援していく。

【司法福祉推進委員会】

- 1 自死対策
- (1) 自殺未遂者・念慮者への支援

ベッドサイド法律相談事業は着実に市民に浸透しており、引き続き事業の周知を図り、自殺未遂者等に対する支援を拡大していく。

(2) 自殺総合対策大綱への対応

平成29年に見直しとなった自殺総合対策大綱にて、専門家としての司法書士の 役割について言及された。新たな指針に基づき、司法書士として行うことのできる 自殺対策について検討を行う。

- (3) 相談会への相談員派遣 自治体や保健所と連携し、各相談会へ相談員を派遣する。
- (4)日本社会精神医学会発表 3月に開催が予定されている日本社会精神医学会にて、発表を行う。
- 2 生活困窮者等への支援活動
- (1) 福津市への相談員派遣

福津市との連携で家計相談員を派遣する事業を引き続き行う。これまでの事業の振り返りを行い、司法書士が関与したことによる効果について外部へ報告することも検討する。

(2) 年末相談会・生活保護電話相談会の開催

ホームレス・ニアホームレスを対象とした、年末相談会および生活保護に関する 電話相談会を今年度も開催する。

(3) 生活保護申請同行支援の推進

経済的困窮者の救済支援事業を実施し、会員への助成を行う。

(4) 生活困窮者自立支援制度に関する取り組み

生活困窮者自立支援法に基づく支援制度について、県内の市町村の実施状況等について調査し、必要に応じて市町村と協議を行う。

3 更生保護施設入所者への支援

湧金寮(北九州)での定期相談会を引き続き行う。

4 その他

当委員会の事業に協力いただいている会員間で、より密に情報共有を行う体制を検討する。

法務局で行っている人権侵犯被害申告制度について、取り組みを検討する。 司法福祉に関する研修会の開催について検討する。

【ADRセンター運営委員会】

当センターは平成22年に裁判外紛争解決手続(ADR)機関として法務大臣の認証を 得、市民のニーズに沿った紛争解決の一手段となるべく活動を継続している。

平成27年6月より利用料を郵送代の実費のみとし、手数料を無料として運用している特例の期間が令和3年3月31日まで延長となった。利用料規定については継続して検討するとともに、当センターをより一層知っていただき、さらなる利用促進を図ることを目標としたい。また、対話促進型調停の実施、また専門的知見を活かして紛争の実情に即した迅速な対応と、紛争当事者の満足感を得られる解決を図るために、今年度、以下のとおり事業を行う。

1 ADRセンターの運営

規則・規程に基づいて、誠実にかつ柔軟に紛争解決ができるよう運営を行っていく。 また、福岡全域どこでも、調停の開催希望に対応できるよう手続実施者の増加や、調停 開催場所の確保を目指す。

2 広報の充実

- (1) 当センターを案内するチラシを各種団体・自治体等に配布する。
- (2) 各種団体・自治体等へチラシ等を持参し、セミナーを行うなどADRの説明と広報を行う。
- (3) 広報用DVD、広報ツールを活用する。
- (4) 各種相談会において、ADRの利用を積極的に促す。

3 ADR研修会および事例検討会の開催

事案の増加に伴い、手続実施者の能力担保を目的とした研修会を多く開催する。例年通り2日間にわたる基礎研修会を開催し、手続実施者名簿登載者の増員を目指すほか、当センターが取り扱った事案についての事例検討会を行い、事案についての検討考察により、今後の紛争解決に活かしていく。多くの会員に手続実施者として当センターの

運営に関わっていただけるよう、また相談者に当センターの利用を薦めていただけるように、魅力的で充実した研修会・事例検討会を開催する。

4 運営規程等の見直し

利用料について検討するとともに、弁護士助言のあり方など法務省、日本司法書士会連合会、他県会と連携をとりながら、よりよいADRセンターとなるべく運営規程等の見直しを行っていく。

総合研究所

今年度は、以下の研究会を設置する。また、民法改正や相続登記義務化、所有権放棄、 共有制度、遺言書の保管制度など、司法書士業務に影響があるものについて研究会の設置 を検討している。

全ての研究会において講師派遣に対応しているので、活用いただきたい。

【不動産登記研究会】

- 1 オンライン申請資格者代理人方式について研究する。
- 2 土地所有権の在り方、登記の効力・対抗要件などを研究する。

【司法書士法研究会】

- 1 司法書士法改正について研究する。
- 2 業際問題や司法書士倫理について研究する。

【憲法研究会】

- 1 マイナンバー制度と戸籍制度がリンクしたときの、各市区町村・省庁間で戸籍情報が流通することによるプライバシー権について、調査・研究する。
- 2 司法書士業務に影響がある法律案および法令等の憲法適合性について、調査・研究する。